

協 議 （ 議 事 ） 録

議 題	第 21 回地域公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会 合同会議
日 時	平成 27 年 6 月 16 日（火）10 時 00 分～11 時 45 分
場 所	3 階大会議室
出席者	<p><委員> 伊佐委員、橋本委員、川下委員（随行：笹井氏）、柳委員、江上委員（代理：平井氏）、山下委員、藤委員、大島委員、今村委員、吉野委員、橋本委員、石上委員（代理：古賀氏）、富田委員（代理：大迫氏）、高塚委員（代理：長屋氏）</p> <p><事務局> 国道・交通対策課 4 人</p>

《結果》

- 議案第 1 号 平成 2 6 年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支決算（案）について 【承認】
 議案第 2 号 平成 2 7 年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支予算（案）について 【承認】
 議案第 3 号 平成 2 7 年度路線バス及びミニバス等に関する事業計画（案）について 【承認】
 議案第 4 号 平成 2 8 年度鳥栖市生活交通確保維持改善計画（案）について 【承認】

《意見等》

（平成 2 7 年度路線バス及びミニバス等に関する事業計画（案）について）

○事業計画に記載があるバスマップの作成に係る費用はどうなっているのか。

●バスマップの作成については、市が作成しているため、協議会での予算計上はない。

○路線バスやミニバスに係る費用は、運賃収入と国からの補助金で賄っているのか。

●路線バスについては、年度当初に協定書を結ばせて頂いた運行費用から運賃収入及び国庫補助等を差し引いた赤字欠損額を市が補助金として交付している。

また、ミニバスについては、市と運行事業者で委託契約を締結し、運行費用から運賃収入及び国庫補助を差し引いた赤字欠損額を支出している。

○旭地区で運行ルートの見直し検討が上がっているが、運行事業者はどの段階から一緒に考えていくのか。できれば初期段階から一緒になって考えていきたい。

●運行に係るノウハウは、運行事業者の方が市よりお持ちであり、運行に関する安全基準やダイヤ編成等協議が必要であるため初期段階からご相談したい。

（平成 2 8 年度鳥栖市生活交通確保維持改善計画（案）について）

○旭地区の目標設定の基準はどうしているのか。

●目標値については、1,090 人としているがこれについては、1 便 1 人利用した場合の目標値であり、最低限 1 便 1 人以上の利用が必要と考えている。また、今年度より国庫補助の要件が変更され 1 便 1 人以上の利用実績が無い路線は補助対象から外れる。

○旭地区について次年度 1 便当たり 1 人以上の利用が無い場合、国庫補助がでないのか。

●今年 4 月の要綱改正により、輸送実績で 1 便当たり 1 人以上が無い場合、国庫補助対象から外れる。

○乗車人員の 1 便 1 人以上とは、乗車密度の話なのか。

●乗車密度ではなく、利用実績を便数でわり 1 人以上としている。